

事務連絡  
令和2年8月25日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(9月1日以降における催物の開催制限等に関する情報提供)

8月1日以降の催物開催については、令和2年7月29日付け事務連絡において、8月末までは現在の開催制限を維持すること等について情報提供させていただいたところですが、8月24日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事及び各府省庁関係課室に対して、9月1日以降の催物開催については、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を屋内、屋外ともに5,000人以下とすること等を内容とする事務連絡が発出されましたので、別添のとおり情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物等を開催する場合や広報施設を開館する場合には、「基本的対処方針」(3)⑥①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に適った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別添) 9月1日以降における催物の開催制限等について(令和2年8月24日付け  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年8月25日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(9月1日以降における催物の開催制限等に関する情報提供)

8月1日以降の催物開催については、令和2年7月29日付け事務連絡において、8月末までは現在の開催制限を維持すること等について情報提供させていただいたところですが、8月24日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事及び各府省庁関係課室に対して、9月1日以降の催物開催については、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を屋内、屋外ともに5,000人以下とすること等を内容とする事務連絡が発出されましたので、別添のとおり情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物等を開催する場合や広報施設を開館する場合には、「基本的対処方針」(3)⑥①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に適った適切な措置を講じていただきますよう、本日、下水道企画課管理指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い致します。

(別添) 9月1日以降における催物の開催制限等について(令和2年8月24日付け  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

## 別添

事務連絡  
令和2年8月24日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

### 9月1日以降における催物の開催制限等について

8月1日以降の催物開催については、令和2年7月23日付け事務連絡により通知したとおり、8月末までは現在の開催制限を維持することとしてきたところであるが、9月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

#### 記

##### 1. 催物開催の目安

9月1日以降のイベント開催については、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人ととの距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）に留意すること。また、各都道府県においては、同事務連絡2.（2）①に示した基本的な感染防止策を改めて注意喚起すること。

また、各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。

なお、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。また、10月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

##### 2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

以上

## 感染状況の段階に応じたイベント開催制限の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避ける基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理等）の呼びかけ。
- イベントの開催制限については、当面9月末まで、現在の収容率及び人数上限を維持することとし、その間においても収束傾向が見られた場合は目安のあり方を検討。
- 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。

時期	収容率	人数上限
5月25日～	屋内 50%以内 十分な間隔 *できれば2m	100人 200人
6月19日～	屋内 50%以内 十分な間隔 *できれば2m	1000人 1000人
7月10日～	屋内 50%以内 十分な間隔 *できれば2m	5000人 5000人
感染状況を見つつ、 <b>当面9月末まで維持</b>	<b>50%以内</b> 十分な間隔 *できれば2m	<b>5000人</b> <b>5000人</b>

(注) 収容率と人数上限どちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

2

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

- イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していくとも、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
5月25日～	○ 【100人又は50%】 (屋外200人) *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人と他の等は慎重な対応	×	△ 【100人又は50%】 (屋外200人) *特定の地域から来た来場を見込み、人數を管理できるものは可
6月19日～	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後ににおける選手・観客等の行動管理	○ *特定の地域から来た来場を見込み、人數を管理できるものは可
7月10日～	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は、主催者による選手・観客等の行動管理	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後ににおける選手・観客等の行動管理	○ *特定の地域から来た来場を見込み、人數を管理できるものは可
感染状況を見つつ、 <b>当面9月末まで維持</b>	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は、慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後ににおける選手・観客等の行動管理	×

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

事務連絡  
令和2年8月28日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

# 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課管理企画指導室課長補佐

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について (第6回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果)

各下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（支払猶予等の措置に関する第6回調査依頼）（令和2年8月5日付け事務連絡）」により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各下水道管理者におかれましては、御多忙の中、調査に御協力いただき、御礼申し上げますとともに、支払猶予等についての取組みの参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願ひいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

以 上

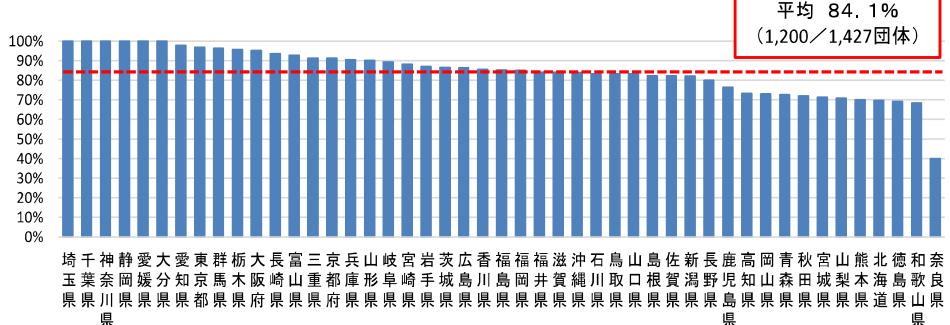
## 1. 調査実施概要

- ①対象団体：全国の公共下水道管理者（1,427団体）  
②実施時期：令和2年8月14日（金）時点  
③回答状況：回収率100%（1,427団体／1,427団体）

## 2. 支払猶予等措置の実施・検討状況

- |         |          |            |
|---------|----------|------------|
| ①実施中    | 1,200 団体 | ( 84.09%)  |
| ②今後実施予定 | 21 団体    | ( 1.47%)   |
| ③検討中    | 61 団体    | ( 4.28%)   |
| ④実施予定なし | 145 団体   | ( 10.16%)  |
| 合 計     | 1,427 団体 | ( 100.00%) |

### (参考)都道府県別の実施率



### 3. 支払猶予等の実施状況

- ①支払猶予の実施件数 52,491件(家庭用 44,261件、家庭用以外 8,230件)

②支払猶予の実施総額 約13億3,500万円(家庭用 3億6,700万円、家庭用以外 9億6,800万円)  
※ 算出不可と回答した団体がある。

③延滞金・督促手数料の減免額 183,158円(家庭用 52,916円、家庭用以外 130,242円、24団体)

#### 4. 使用料減免の実施・検討状況

- ①実施中 99 団体 実績額 約34億400万円  
②今後実施予定 10 団体  
合計 109 団体

\*1:実施中は、8月14日時点で実績額を回答した団体。  
\*2:今後実施予定は、見込額を回答した団体で、実施中の団体を除く

事務連絡  
令和2年9月15日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(1月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月1日以降の催物開催については、令和2年8月25日付け事務連絡において、9月末までは現在の開催制限を維持すること等について情報提供させていただいたところですが、9月11日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事及び各府省庁担当課室に対して、9月19日以降の催物開催における収容率要件や人数上限については、必要な感染防止対策が担保されている場合には、当面11月末まで緩和する旨の事務連絡が発出されました。例えば、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで緩和(収容率要件又は人数上限による人数のいざれか小さい方を限度とする。)することとされておりますので、別添のとおり情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に適った適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(別添) 11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年9月15日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(1月末までの催物の開催制限等に関する情報提供)

9月1日以降の催物開催については、令和2年8月25日付け事務連絡において、9月末までは現在の開催制限を維持すること等について情報提供させていただいたところですが、9月11日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事及び各府省庁担当課室に対して、9月19日以降の催物開催における収容率要件や人数上限については、必要な感染防止対策が担保されている場合には、当面11月末まで緩和する旨の事務連絡が発出されました。例えば、式典、展示会等の感染リスクの少ない催物については、収容率は100%以内まで、収容人数が10,000人以下の場合における人数上限は5,000人まで緩和(収容率要件又は人数上限による人数のいざれか小さい方を限度とする。)することとされておりますので、別添のとおり情報提供させていただきます。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に適った適切な措置を講じていただきますよう、本日、下水道企画課管理企画指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

(別添) 11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

以上

事務連絡  
令和2年9月11日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

11月末までの催物の開催制限等について

令和2年8月24日付け事務連絡により通知したとおり、9月1日以降の催物開催について、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

**1. 催物の開催制限**

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日から実施する。

なお、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

**(1) 催物開催の目安**

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

**① 人数上限の目安**

収容定員が設定されている場合、

- ・別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件につい

て」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする

- ・別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とすること。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

**② 収容率の目安**

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙3及び別紙4）の徹底が行われること。
- ・発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物について  
は、感染防止策の徹底を前提に、1) 収容定員が設定されている場  
合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されて  
いない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触し  
ない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙2の例示  
も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断するこ  
と。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切  
な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとす  
る。

#### イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、イ) の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安  
を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりで  
ある。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保が  
できる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグル  
ープ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グル  
ープ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこ  
と。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベ  
ントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場  
合の条件が担保されていない場合、令和2年8月24日付け事務連  
絡1. に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動  
確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、1) 収容  
定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人  
数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分  
な人ととの間隔（1m）を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判  
断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適  
切な行動確保ができない催物については、後記（2）によること  
とする。

#### （2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおり  
の対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に  
連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を  
判断すること。

① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握  
が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討す  
るよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、  
十分な人ととの間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該  
間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込  
まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについ  
ては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意する  
こと。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症狀  
がある者の参加自粛、三密回避、十分な人ととの間隔の確保  
(1m)、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消  
毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベ  
ント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者  
による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCO  
A）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染  
拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促す  
こと。

#### （3）人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2. (1)  
(人数上限に係る部分を除く。) に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベ  
ント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大  
防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国とし  
て示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染  
状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

## 2. 催物の開催に関する留意事項

### (1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

### 【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人が触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

### 【飛沫感染】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内の食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

### 【マイクロ飛沫感染】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

### (2) 都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2. (2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
企画第1担当 松田・植田・磯・井上・寺井  
直通 03(6257)3085

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やショーケーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と自安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする。その他のイベント（①～④）については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については50%以内（※）とする。

② 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月10日より実施をする。

- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すこと也可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者は各都道府県に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限についても、5,000人を超えて、収容人数の50%までを可とする。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期	収容率	人数上限
現在	屋内 50%以内 十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期	収容率	人数上限
当面11月末まで	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※）以内 (席がない場合は十分な間隔)

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
イベントの類型	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、民族音楽、歌謡曲等）、歌劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、コント等のコンサート	・ロック、ポップコンサート、スポーツ・ライブ、公演競技、公演：式典、展示会等のイベント →詳細は次頁参照
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、民族音楽、歌謡曲等）、歌劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、コント等のコンサート	・ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	演劇等
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	舞踊
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	伝統芸能
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる純喫茶系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
展示会	展示会
各種展示会、商談会、各種セミナー	各種展示会、商談会、各種セミナー

※映画館、美術館、博物館、動物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
・イベント中（休憩時間やイントロ前後を含む。以下同じ。）の食事については、業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについて、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

【別紙3】

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
  - ・ マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）
  - ・ マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
  - ・ 有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、**主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等**）
  - ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
    - ・ 事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接觸確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウソード促進等の具体的な措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
    - ・ 大声を出さないなどの担保（大声の抑止）
      - ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
      - ・ スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
  - ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
    - ・ 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）**や十分な換気**
    - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
      - ・ 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャバティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
    - ・ 演者・選手等と観客との接触・飛沫感染リスクの排除
      - ・ 演者・選手等におけるイベントについては開催を見合わせることとし、接触が防止できないおそれがあるイベントに於ける三密の抑止）
  - ・ 催物前後の行動管理（交通機関・イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
    - ・ 公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求めること。

## コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名）以内に限る。)
 内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び入数上限の緩和を適用する場合の条件について」等に基づく行動）を行ふことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すこととも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・入数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

## コンサート・演劇・スポーツイベント等

イベントの性質	想定されるイベントと収容率等		100%開催の具体的要件		(※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
	入退場や区域内の適切な行動確保が可（座席や立ち位置固定）	参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）	当面11月末まで50%（※）以内	大声での歓声・声援等がないことを前提とした場合	
想定されるイベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とした場合</li> <li>・ 大声での歓声・声援等がないもの（開催実績がない場合、収容率を50%以内、又は十分な人とひととの間隔を確保する等の実態がみられないものの開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。</li> <li>・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。</li> <li>・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポップコーンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブ・バス・ナイトクラブでのイベント等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコーンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブ・バス・ナイトクラブでのイベント等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないものの（開催実績がない場合、収容率を50%以内、又は十分な人とひととの間隔を確保する等の実態がみられないもの）。</li> <li>② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。</li> <li>③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。</li> </ul>	

(※)

## 展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

## 【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合は、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人とひととの間隔を確保する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動（別紙3「収容率及び入数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すこととも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・入数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

イベントの性質	展示会、地域の行事等		全国的・広域的なお祭り・野外フェス等	
	入退場や区域内の適切な行動確保が可能	参加者が自由に移動できる名簿等で参加者の把握が可能	入退場や区域内の適切な行動確保が困難	参加者が自由に移動できる名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会（入数等を管理できるイベント）</li> <li>・ 地域の行事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国的大・広域的な花火大会・野外音楽フェス等</li> </ul>		
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人とひととの間隔（1m）を要することとする。</li> <li>・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った対策を前提として、収容員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当分の間、十分な人とひととの間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。</li> </ul>		

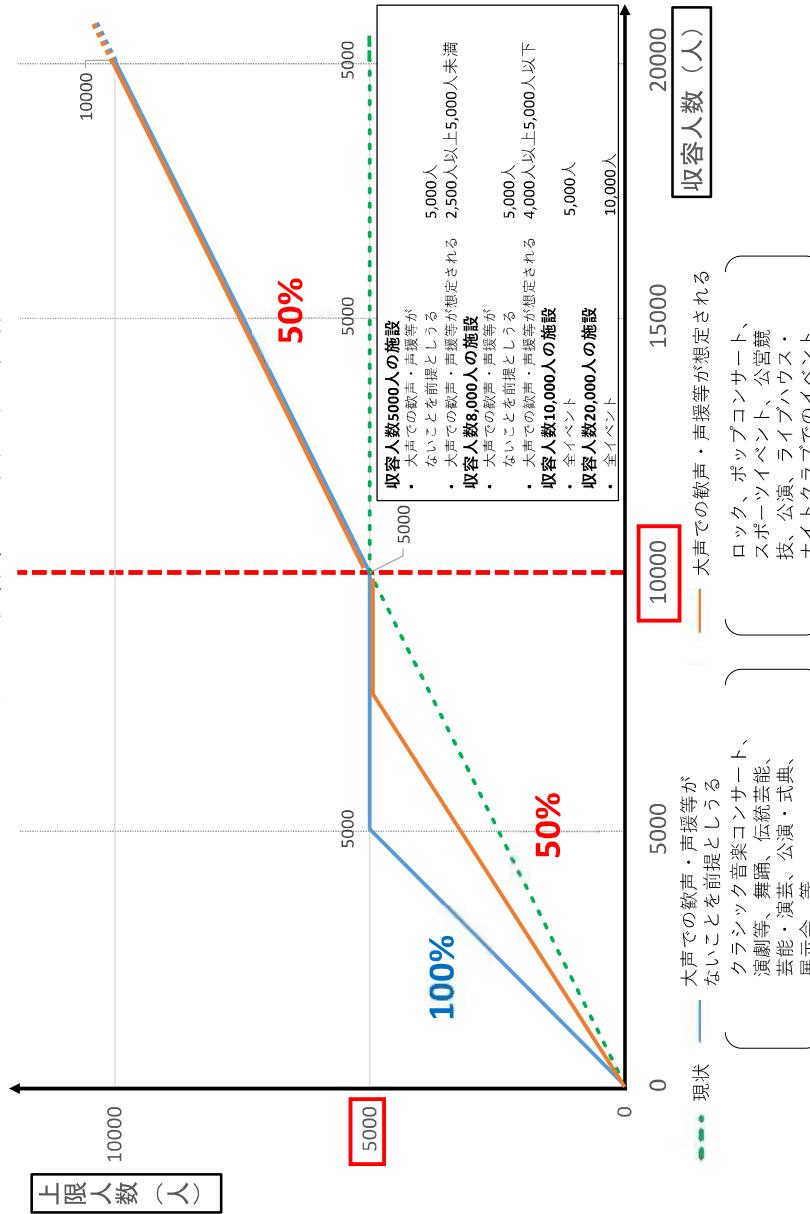
【別紙7】

イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イート前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクはある人数（例えは、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加するもの**と考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能になる**と考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャバシティが収容人数を踏まえて設計されていることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。**また、12月以降については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの規模等に応じて、個別のイベント開催の方針を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。**

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	<b>①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50%</b>		
	<b>②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人</b>		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。</li> <li>・ 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、自ら及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。</li> <li>・ 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により隨時見直し。</li> </ul>		

【別紙8】



## 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント

【別紙9】

### 基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクを考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人數、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催の方を見直し。

### 感染リスク

#### 接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる  
※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

#### 飛沫感染

- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み  
※マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ  
感染リスク増加

#### マイクロ飛沫感染

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）  
・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）  
※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体温調不良時のチケット料金の払い戻し等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

### 感染防止策

#### こまめな手洗いの励行

- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人が触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

#### マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）

- ・マスクが発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内の食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

#### 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保

- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

## 下水道使用料の支払猶予等措置の実施・検討状況調査結果(第7回)

事務連絡  
令和2年9月30日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(第7回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果)

各下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(支払猶予等の措置に関する第7回調査依頼)(令和2年9月10日付け事務連絡)」により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各下水道管理者におかれましては、御多忙の中、調査に御協力いただき、御礼申し上げますとともに、支払猶予等についての取組みの参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

以上

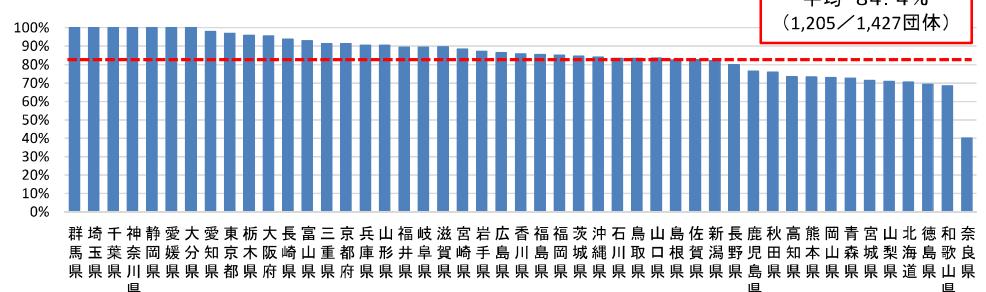
1. 調査実施概要

- ①対象団体: 全国の公共下水道管理者(1,427団体)
- ②実施時期: 令和2年9月15日(火)時点
- ③回答状況: 回答率100% (1,427団体／1,427団体)

2. 支払猶予等措置の実施・検討状況

- |         |                   |         |                 |
|---------|-------------------|---------|-----------------|
| ①実施中    | 1,205 団体 ( 84.4%) | ③検討中    | 59 団体 ( 4.1%)   |
| ②今後実施予定 | 18 団体 ( 1.3%)     | ④実施予定無し | 145 団体 ( 10.2%) |
|         |                   | 合計      | 1,427 団体        |

(参考)都道府県別の実施率



事務連絡  
令和2年10月26日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について  
(協力依頼)

標記につきましては、令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して、「今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範を示してもらいたい。」等を内容とする年末年始に関する提言及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添1参照)が行われ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より事務連絡が発出された旨、国土交通省大臣官房危機管理官より協力依頼がございました。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組んでいただくとともに、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

(別添)

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について (協力依頼) (令和2年10月26日大臣官房危機管理官)

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について (協力依頼) (令和2年10月23日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

以上

事務連絡  
令和2年10月26日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について  
(協力依頼)

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し「年末年始に関する分科会から政府への提言」(別添1参照)及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添2参照)が行われ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別紙のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、所管事業者・関係団体等に対し、当該提言について広く周知していただけとともに、提言内容の適切な履行に取り組んで頂くよう依頼をお願いいたします。

別紙：新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について  
(協力依頼) (令和2年10月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

別添

事務連絡  
令和2年10月28日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について  
(協力依頼)

標記につきましては、令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して、「今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範を示してもらいたい。」等を内容とする年末年始に関する提言及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添1参照)が行われ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より事務連絡が発出された旨、国土交通省大臣官房危機管理官より協力依頼がございました。

つきましては、各下水道管理者におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組んでいただくとともに、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

(別添)

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について (協力依頼) (令和2年10月26日大臣官房危機管理官)

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について (協力依頼) (令和2年10月23日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

事務連絡  
令和2年10月26日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について  
(協力依頼)

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し「年末年始に関する分科会から政府への提言」(別添1参照)及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添2参照)が行われ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別紙のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、所管事業者・関係団体等に対し、当該提言について広く周知していただくとともに、提言内容の適切な履行に取り組んで頂くよう依頼をお願いいたします。

別紙：新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について  
(協力依頼) (令和2年10月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

以上

別 紙

事務連絡  
令和2年10月23日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について  
(協力依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し「年末年始に関する分科会から政府への提言」(別添1参照)及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添2参照)が行われたため、別添のとおりお送りします。

各府省庁におかれでは、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組んでいただくとともに、所管団体への周知徹底をお願いします。

【問合せ先】  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）  
担当者：八重樫、神前、北村、山口、岩熊、石岡  
TEL：03-6257-1309  
MAIL：reo.yaegashi.c8@cas.go.jp  
yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp  
shingo.kitamura.h6@cas.go.jp  
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp  
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp  
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

年末年始に関する分科会から政府への提言  
令和2年10月23日（金）

別添1

新型コロナウイルス感染症対策分科会

年末年始には、多くの人が連続した休暇を取ることが予想される。年末年始に感染を拡大させないために、分科会から政府に対して以下のことを提言させて頂きたい。

1. 政府におかれでは、今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範を示してもらいたい。
2. 1で述べた趣旨は働き方改革に資するものであり、新たな働き方を創造する意味からも、新型コロナウイルス感染症を契機として、今まで以上に強いリーダーシップを発揮して本提言を実現して頂きたい。
3. 政府におかれでは、経済団体、地方公共団体等に対して、政府と同様に分散して休暇を取得することを呼び掛けて頂きたい。
4. 政府におかれでは、民間企業とも連携し、「小規模分散型旅行」を推進するなど、GO TO キャンペーン各事業の運用の在り方を含めて、年末年始の人の流れが分散するよう努めて頂きたい。
5. さらに年末年始は飲酒や会食の機会が増えることから、政府におかれでは、本分科会から提言した「感染リスクが高まる5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をあわせて国民・社会に幅広く伝わるよう発信して頂きたい。

## 分科会から政府への提言

感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

令和2年10月23日（金）

**緊急事態宣言を解除後、ほぼ半年が経過しようとしている。今冬をしつかり乗り越えるためには、これまでの対策について評価することが必要である。**

新型コロナウイルス感染症は、屋外で歩いたり、十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定期であると考えられる。本感染症の伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、今冬に備えるためには、クラスター連鎖をしつかり抑えることが必須である。

9月25日の分科会では感染リスクを高めやすい「7つの場面」を示した。その後、各自治体とのヒアリングなどを通してクラスターの分析がさらに入込んだことから、今回、「5つの場面」に整理し、提示することにした。さらに、飲酒を伴う会食においてクラスターの発生が多く見られていることから、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を取りまとめた。政府においては、「感染リスクが高まる5つの場面」及び「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を、国民・社会に幅広く伝わるよう発信して頂きたい。

1

## 「5つの場面」に関する分科会から政府への提言

### 感染リスクが高まる「5つの場面」

#### 【場面1】飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

#### 【場面2】大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

#### 【場面3】マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

#### 【場面4】狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

#### 【場面5】居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

**感染リスクを下げながら食事を楽しむ工夫**

## &lt;利用者&gt;

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、  
②なるべく普段一緒にいる人と、  
③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回わさず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜めに向かいに（正面や真横はなるべく避け）  
(食事の際に、正面や真横に座つた場合には感染したが、斜め向かいに座つた場合には感染しなかつた報告事例あり。)
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マスクシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2。）  
※1 フェイスシールドはもともとマスクと同じく眼からの飛沫感染防止のため、マスクシールドはこれまで一部産業界から使われてきものである。  
※2 新型コロナウイルス感染防止対策については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。  
・体調が悪い人は参加しない。

## &lt;お店&gt;

## ・お店はガイドライン★の遵守を。

(例えば、従業員の体温管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。)

- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、接觸確認認アブリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。  
【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】  
・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。  
・集まりは、少人数・短時間にして。  
・大声を出さず会話をささやき静かにして。  
・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

3

**感染リスクが高まる「5つの場面」****場面① 飲酒を伴う懇親会等**

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- ・また、酔覚が鈍麻し、大きい声になりやすい。
- ・特に飲店などで団らで飲んでいたり長い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

**場面② 大人数や長時間におよぶ飲食**

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

**場面③ マスクなしでの会話**

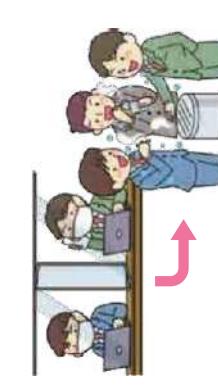
- ・マスクなしに近距離で会話をすることと、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染対策としては、窓ガラスなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

**場面④ 狹い空間での共同生活**

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されたため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

**場面⑤ 居場所の切り替わり**

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(参考) 7月以降のクラスター等の発生状況の推移

分類(件)	7月	8月	9月	10月 ※10月21日時点 で公表されている 件数
接待を伴う飲食店	47	41	23	17
会食	37	37	21	19
職場	86	100	80	55
学校・教育施設等	42	80	44	25
医療・福祉施設等	56	194	79	46
その他	53	71	68	31
総計	321	523	315	193

\* 報道等情報を元に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において作成。

下水道使用料の支払猶予等措置の実施・検討状況調査結果(第8回)

事務連絡  
令和2年11月6日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

## 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課管理企画指導室課長補佐

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について (第8回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果)

各下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（支払猶予等の措置に関する第8回調査依頼）（令和2年10月13日付け事務連絡）」により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各下水道管理者におかれましては、御多忙の中、調査に御協力いただき、御礼申し上げますとともに、支払猶予等についての取組みの参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願ひいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

以

## 1. 調査実施概要

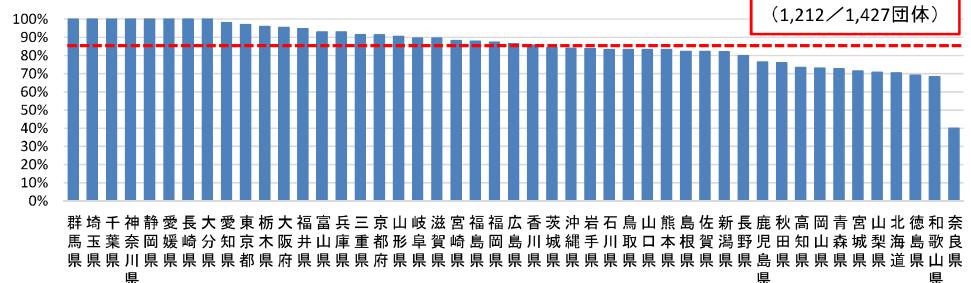
- ①対象団体：全国の公共下水道管理者（1,427団体）  
②実施時期：令和2年10月15日（木）時点  
③回答状況：回答率100%（1,427団体／1,427団体）

## 2. 支払猶予等措置の実施・検討状況

- |         |                   |         |                 |
|---------|-------------------|---------|-----------------|
| ①実施     | 1,212 団体 ( 84.9%) | ③検討中    | 54 団体 ( 3.8%)   |
| ②今後実施予定 | 17 団体 ( 1.2%)     | ④実施予定無し | 144 団体 ( 10.1%) |
| 合 計     |                   |         | 1,427 団体        |

### (参考)都道府県別の実施率

平均 84.9%  
(1,212／1,427団体)



### 3. 支払猶予等の実施状況

- ①支払猶予の実施件数 59,486件(家庭用 50,215件、家庭用以外 9,271件)  
 ②支払猶予の実施総額 約17億7,000万円(家庭用 5億1,200万円、家庭用以外 12億5,800万円)  
 ※算出不可と回答した団体がある。  
 ③延滞金・督促手数料の減免額 308,778円(家庭用 63,646円、家庭用以外 245,132円)

#### 4 使用料減免の実施状況

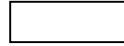
- ①実施中 109 団体 実績額 約77億6,200万円  
②今後実施予定 6 団体  
合 計 115 団体

\*実施中は、10月15日時点での審査額を回答した団体。今後実施予定は、見込額を回答した団体で、実施中の団体を除く。

## 5 減免審査にあたっての財源

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ①一般会計           | 84 団体 (73.0%) |
| ②下水道事業特別会計      | 17 団体 (14.8%) |
| ③一般会計+下水道事業特別会計 | 2 団体 ( 1.7%)  |
| ④検討中            | 9 団体 ( 7.8%)  |
| ⑤未回答            | 3 団体 ( 2.6%)  |
| 合 計 115団体       |               |

※「4 使用料減免の実施状況」における①及び②に該当する115団体の回答



事務連絡  
令和2年11月13日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について)

標記につきましては、令和2年11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して、「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」が提言され、それを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられること等を内容とした、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」等について事務連絡が発出された旨、国土交通省大臣官房危機管理官より周知依頼がございました。

つきましては、各下水道管理者におかれでは、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、冬季における換気等が十分なされるよう、適切な履行に取り組んでいただくとともに、職員等に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

（別添）

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（令和2年11月12日大臣官房危機管理官）

（別紙）

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（協力依頼）（令和2年11月11日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

事務連絡  
令和2年11月12日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、「最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について」が提言され、その中で、換気の問題等、寒冷な場面における感染防止策について、「例えば特に飲食店などでは二酸化炭素濃度をモニターするなど、具体的な指針を示すこと」とされたことから、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれでは、提言を踏まえ、冬期における換気等が十分なされるよう、別添の「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を所管事業者・関係団体等へ広く周知をお願いいたします。

特に、所管事業者・関係団体等には、下記事項の周知を行い、業種ごとの感染拡大防止ガイドライン（以下「業種別ガイドライン」という。）改訂の検討を促すようお願いします。

- 「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知すること。  
特に、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられることや、飲食店など、特に密が発生しやすい場所では、換気状況を確認すること等が有効であることを周知すること。
- 周知先の団体が業種別ガイドラインを策定している場合は、必要に応じ寒冷な場面における換気方法や、CO<sub>2</sub>センサー、加湿器等の設置が有効であることを明記する等、業種別ガイドラインの改訂を検討すること。

別添：寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（令和2年11月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

以上

# 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

## 1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用  
(ウイルスを移さない)

- 人と人の距離を確保  
(1mを目安に)

## 2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を

(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)  
○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で  
**臨時窓開け**（窓を少し開け、室温は18°C以上を目安！）  
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる  
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)

○飲食店等で可能な場合は、CO<sub>2</sub>センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気ににより  
1000ppm以下 (\*) を維持

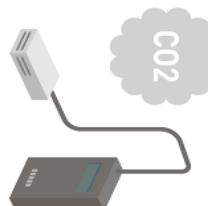
\*機械換気の場合、窓開け換気の場合は目安。

## 3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を  
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)

- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』
場面1：飲酒を伴う懇親会
場面2：大人数や長時間における飲食
場面3：マスクなしでの会話
場面4：狭い空間での共同生活
場面5：居場所の切り替わり



以上

寒冷な場面における感染防止対策を徹底するため、関係各所に「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知するとともに、必要に応じて、当該感染防止対策について、業種別ガイドラインへの記載等の検討を促すようお願いします。

## 別添

事務連絡  
令和2年11月11日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

## 寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」が提言され、その中で、換気の問題等、寒冷な場面における感染防止策について、「例えば特に飲食店などでは二酸化炭素濃度をモニターするなど、具体的な指針を示すこと」とされております。

こうした提言を踏まえ、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」をとりまとめておりますので、関係各府省庁におかれでは、冬期における換気等が十分なされるよう、関係各所に周知願います。

特に、関係団体等に下記のとおり周知を行い、当該団体が業種ごとの感染拡大防止ガイドライン（以下「業種別ガイドライン」という。）改訂の検討を促すようお願いします。

- 「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知すること。特に、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられることや、飲食店など、特に密が発生しやすい場所では、換気状況を確認すること等が有効であることを周知すること。
- 周知先の団体が業種別ガイドラインを策定している場合は、必要に応じ、寒冷な場面における換気方法や、CO<sub>2</sub>センサー、加湿器等の設置が有効であることを明記する等、業種別ガイドラインの改訂を検討すること。

なお、今後、厚生労働省など、関係各府省庁から別途寒冷な場面における具体的な換気方法等について周知される場合には、当該周知にも御留意ありたい。

事務連絡  
令和2年11月13日

各都道府県下水道担当部長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室長

新型コロナウイルス感染症発生時における終末処理場の  
運転管理等の業務継続に向けた取組みの徹底について（依頼）

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラであり、感染拡大期にあっても、真に必要な業務に絞り込んだ上で、終末処理場の運転管理等の業務を継続することが求められます。感染拡大期における業務継続に当たっては、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下、「新型インフルエンザ等BCP」という。)に基づく取組みが有用であり、平成21年9月28日付け国都下管第8号下水道管理指導室長通知、平成28年12月6日付け事務連絡、令和2年2月5日付け事務連絡、同月17日付け事務連絡及び令和2年4月17日付け事務連絡等により、下水道管理者に対して、新型インフルエンザ等BCPの策定や罹患者発生時の代替要員確保のための事前の確認等について、重ねて要請してきたところです。

下水道事業従事者の感染状況を把握し、必要な対応の検討や周知すること等により、感染拡大防止と下水道機能の維持を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症の罹患者発生時に報告していただいているところです。このうち、今月上旬に報告のあった、佐賀県内の公共下水道の終末処理場の運転管理業務従事者1名の罹患の件について確認したところ、新型インフルエンザ等BCPは策定されておらず、かつ、あらかじめ業務継続に向けた委託先事業者への人員確保の状況確認や指示等も行われていなかったことが判明しました。

幸い、同処理場の運転管理に関しては、代替要員を確保できており、現時点で業務継続に影響はないとの報告を受けておりますが、上述の事務連絡により、新型インフルエンザ等BCPの策定や罹患者発生時の代替要員確保のための事前の確認等について重ねて要請してきたにも関わらず、取組みが行われてこなかつたことは誠に遺憾です。

各都道府県におかれましては、直営、委託に関わらず、管内市町村に対し、例え、今この時に、職員又は委託先の下水道従事者の罹患が判明した場合であっても、直ちに代替要員による運転管理業務が可能となるよう、新型インフルエンザ等BCPの策定や罹患者発生時の代替要員確保のための事前の確認等についてご指導いただくとともに、その後の取組状況についても隨時ご確認いただきますようお願いいたします。

また、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

以上